

【別表】 医療保険(精神科訪問看護)

2026年6月1日改定

			利用料 (円)	
基本 利用 料 金	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830/月	
	訪問看護基本療養費(Ⅰ) (同一建物/同一日に2人も含む)	看護師、保健師	週3日まで/4日目以降	5,550/6,550
		准看護師	週3日まで/4日目以降	5,050/6,050
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550
	訪問看護基本療養費(Ⅱ) 一建物/同一日に3人以上9人以下	看護師、保健師	週3日まで/4日目以降	2,780/3,280
		准看護師	週3日まで/4日目以降	2,530/3,030
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		2,780
	訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊時の訪問、入院中1回、30分以上		8,500
訪問看護管理療養費	月の初回/月2回目以降		7,710/3,010	
訪問看護物価対応料	月の初回/月2回目以降		60/20	

			利用料 (円)		
各種 加算	複数名訪問看護加算	看護師・保健師・ 理学療法士等 (週1回まで)	同一建物/同一日に2人	4,500	
			同一建物3人以上9人以下	4,000	
		准看護師 (週1回まで)	同一建物/同一日に2人	3,800	
			同一建物3人以上9人以下	3,400	
		看護補助者等 (週3回まで)	同一建物/同一日に2人	3,000	
			同一建物3人以上9人以下	2,700	
		(-別表7.8該当の場合-)			
		看護補助者等 (1日1回、週3回まで)	同一建物/同一日に2人	3,000	
			同一建物3人以上9人以下	2,700	
		看護補助者等 (1日2回、週3回まで)	同一建物/同一日に2人	6,000	
		同一建物3人以上9人以下	5,400		
	看護補助者等 (1日3回、週3回まで)	同一建物/同一日に2人	10,000		
		同一建物3人以上9人以下	9,000		
	夜間・早朝訪問看護加算	同一建物内1人又は2人 夜間(18-22時)・早朝(6-8時)		2,100	
		同一建物内3人以上9人以下 夜間(18-22時)・早朝(6-8時) 月15日まで/月16日以上		2,100/1,900	
	深夜訪問看護加算	同一建物内1人又は2人 深夜(22-6時)		4,200	
同一建物内3人以上9人以下 深夜(22-6時) 月15日まで/月16日以上			4,200/4,000		
難病等複数回訪問加算	1日2回/同一建物3人以上9人以下		4,500/4,000		
	1日3回/同一建物3人以上9人以下		8,000/7,200		
長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書を受けている者(週1日) 別表7.8該当の者(週3日)		5,200		

			利用料 (円)
各種 加算	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書を受けている者 (週1日) 別表7.8該当の者 (週3日)	5,200
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児/別表7.8該当の場合	1,400/1,800
	訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	50
	緊急訪問看護加算	月14日目まで/月15日目以降	2,650/2,000
	24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合、かつ利用者から同意を得た場合に算定 (月1回)	6,800
	特別管理加算(I)	特別な医療的管理を必要とし重症度等が高い利用者(月1回)	5,000
	特別管理加算(II)	医療的管理を必要とする利用者(月1回)	2,500
	退院時共同指導加算	入院中に主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、文書により提供した場合、初回訪問時に算定	8,000
	特別管理指導加算	特別な医療的管理が必要な者に退院時共同指導を行った場合にさらに算定	2,000
	退院支援指導加算	別表7.8該当する者が退院に当たってステーション看護師等が療養上必要な指導を行い、退院翌日以降初回訪問看護が行われた場合	6,000
		別表7.8該当する者が長時間に渡る療養上必要な指導を行い、退院翌日以降初回訪問看護が行われた場合	8400
	在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診察・歯科訪問診察を行っている保健医療機関または訪問薬剤管理指導を行う保険薬局と文書等により情報提供を行うと共に共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合、月1回算定	3,000
	訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅で死亡した利用者 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む) に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、利用者及びご家族等に同意を得て行った場合に算定	25,000
	訪問看護ターミナルケア療養費2	施設が看取り看護加算等を算定した場合	10,000
	訪問看護情報提供療養費1	市町村・指定障害児相談支援事業所等への情報提供した場合、月1回限り算定	1,500
訪問看護情報提供療養費2	保育所又は学校等へ通学する利用者について各年度1回に限り算定	1,500	
訪問看護情報提供療養費3	主治医が入院・入所する医療機関に対し紹介を行うに当たり訪問看護に係る情報を提供した場合に月1回に限り算定	1,500	

			利用料 (円)	
基本 利用 料金	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830/月	
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (同一建物/同一日に2人も含む)	看護師・保健師・ 作業療法士	週3日まで/4日目以降	5,550/6,550
			30分未満 週3日まで/4日目以降	4,250/5,100
		准看護師	週3日まで/4日目以降	5,050/6,050
			30分未満 週3日まで/4日目以降	3,870/4,720
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同) 一建物/同一日に3人以上9人以下	看護師・保健師・ 作業療法士	週3日まで/4日目以降	2,780/3,280
			30分未満 週3日まで/4日目以降	2,130/2,550
		准看護師	週3日まで/4日目以降	2,530/3,030
			30分未満 週3日まで/4日目以降	1,940/2,360
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊時の訪問、入院中1回、30分以上		8,500
訪問看護管理療養費	月の初回/月2回目以降		7,710/3,010	
訪問看護物価対応料	月の初回/月2回目以降		60/20	

			利用料 (円)	
各種 加算	複数名精神科訪問看護加算	看護師・保健師・ 作業療法士	同一建物/同一日に2人	4,500
			同一建物3人以上9人以下	4,000
		准看護師	同一建物/同一日に2人	3,800
			同一建物3人以上9人以下	3,400
		看護補助者・ 精神保健福祉士	同一建物/同一日に2人	3,000
			同一建物3人以上9人以下	2,700
	夜間・早朝訪問看護加算	同一建物内1人又は2人 夜間(18-22時)・早朝(6-8時)		2,100
		同一建物内3人以上9人以下 夜間(18-22時)・早朝(6-8時)		2,100/1,900
	深夜訪問看護加算	同一建物内1人又は2人 深夜(22-6時)		4,200
		同一建物内3人以上9人以下 深夜(22-6時)		4,200/4,000
	長時間精神科訪問看護加算	精神科特別訪問看護指示書を受けている者(週1日) または別表7.8該当の者(週3日)		5,200
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児/別表7.8該当の場合		1,400/1,800
	精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで/月15日目以降		2,650/2,000
	24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合、かつ利用者から同意を得た場合に算定(月1回)		6,800

			利用料 (円)
各 種 加 算	特別管理加算(Ⅰ)	特別な医療的管理が必要とし重症度等が高い利用者 (月1回)	5,000
	特別管理加算(Ⅱ)	医療的管理を必要とする利用者(月1回)	2,500
	退院時共同指導加算	入院中に主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、文書により提供した場合	8,000
	特別管理指導加算	特別な医療的管理が必要な者に退院時共同指導を行った場合	2,000
	在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関を含め、保険薬局と文書等により情報共有を行った場合に算定 (月1回)	3,000
	訪問看護ターミナルケア療養費 1	在宅で死亡した利用者 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む) に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、利用者及びご家族等に同意を得て行った場合に算定	25,000
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	施設が看取り看護加算等を算定した場合	10,000
	訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	50
	訪問看護情報提供療養費1	市町村・指定障害児相談支援事業所等への情報提供した場合、月1回限り算定	1,500
	訪問看護情報提供療養費2	保育所又は学校等へ通学する利用者について各年度1回に限り算定	1,500
訪問看護情報提供療養費3	主治医が入院・入所する医療機関に対し紹介を行うに当たり訪問看護に係る情報を提供した場合に月1回に限り算定	1,500	